10、公傷二種を即時撤廃要求の件　提案 林静（第三支部）

理由

吾々交通繁雑な街路に於て又は地下鉄道の工事場の如き危険場の悪い所では、其の他各職場内に於ては注意をしながら作業するものですが、若し不幸にして業務に対する熱誠の現れとしての不可抗力的傷害を受けたならば、忽ち生活の脅威を感ずるために、自から自己の安全にのみ没頭して職務怠慢を強制する事を惹起する様な事になるのです。

秘でて人間の本性として、自ら求めて負傷を招来するものであるかの如き誤解に基き、傷害こそ、縦令自己を忘れて天皇陛下に奉仕するの現れにして其の志を表彰さるべきことでありながら吾々労働者を軽蔑する事を前提とするが如き二種公傷の制度は速かに撤廃されるべきであります。

然るに当局は天皇陛下の恩賜を以てこれが保護の徹底を図り避けたとするは、余りに卑劣かつ人道的社会的罪悪感と云はねばなりません。最近生活費の騰貴に伴う傷病者の激増と云ふ事実に対する保護の欺瞞的制度に馬脚を現はし、如何なる公傷に対しても二種を以てのみ当る様な有様で、吾々は我が職務に忠実な作業をするものの立場からする労働者に対する制度を即時撤廃されん事を要求するものであります。

要求貫徹の実行方法は中央委員会に一任す。

11、詰所衛生設備改善要求の件　提案 北三支部

理由

当局は凡ゆる劣悪なる条件の下に、吾々従業員を徹底的に今迄